

## クラス年次の考え方について（参考：令和4年度）

	生年月日		利用年次	
0歳児	令和3年4月2日	～		6か月～1歳
1歳児	令和2年4月2日	～	令和3年4月1日	1歳～2歳
2歳児	平成31年4月2日	～	令和2年4月1日	2歳～3歳
3歳児	平成30年4月2日	～	平成31年4月1日	3歳～4歳
4歳児	平成29年4月2日	～	平成30年4月1日	4歳～5歳
5歳児	平成28年4月2日	～	平成29年4月1日	5歳～6歳

階 層 区 分		3歳未満 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)
		保育標準時間	保育短時間	
A 生活保護世帯		0円	0円	0円
B 市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円
C 市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	8,000円	7,500円	0円
	ひとり親世帯等以外の世帯	17,500円	16,500円	0円
D 市町村民税所得割課税額 72,800円未満の世帯	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	0円
	ひとり親世帯等以外の世帯	23,200円	21,800円	0円
E 市町村民税所得割課税額 77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	0円
	ひとり親世帯等以外の世帯	29,000円	27,000円	0円
F 市町村民税所得割課税額 97,000円未満の世帯		29,000円	27,000円	0円
G 市町村民税所得割課税額 133,000円未満の世帯		32,000円	30,000円	0円
H 市町村民税所得割課税額 169,000円未満の世帯		35,000円	33,000円	0円
I 市町村民税所得割課税額 235,000円未満の世帯		38,000円	36,000円	0円
J 市町村民税所得割課税額 301,000円未満の世帯		41,000円	39,000円	0円
K 市町村民税所得割課税額 397,000円未満の世帯		43,000円	41,000円	0円
L 市町村民税所得割課税額 397,000円以上の世帯		45,000円	43,000円	0円

※保育所、こども園、小規模保育事業所、家庭的保育室、幼稚園、児童発達支援施設等に入園中の児童が2人以上いる場合、年齢の高い順に2番目の児童は半額、3番目以降の児童は無料になります。

※住民税所得割 57,700円未満の世帯は、年齢の高い順に2番目の児童は半額、3番目以降の児童は無料になります。

※住民税所得割 77,101円未満のひとり親世帯等に該当する場合、第2子以降の児童は無料になります。

※同一世帯に満18歳未満(令和4年4月1日時点)の児童が3人以上いる場合、第3子以降のお子さまの保育料は、無料になります。